

クラブ・サークル・少年団・同好会

活動紹介



詩吟・吟舞同好会

聖月流日本吟剣詩舞道会厚真支部



代表
藤江 利律子さん

設立 平成15年
会員数 中学3年生～77歳の12人

<主な成績>

平成29年9月 全道吟詠剣詩舞大会 合舞の部A 優勝
平成28年8月 日本コロムビア剣詩舞コンクール全国決勝大会第一部(詩舞) 幼少の部 優勝(山野下 明音さん)



吟剣詩舞とは?

吟剣詩舞とは、漢詩や和歌を歌う「吟詠(詩吟)」と、吟詠に合わせて舞う「剣詩舞」を総称した日本の伝統的な芸道です。剣詩舞は、刀や槍を持って舞う「剣舞」と、主に扇を持って舞う「詩舞」の2種類の舞踊があります。



背筋が伸びて姿勢が良くなります

体幹が鍛えられるので年を重ねても転倒しにくいですよ!

山野下 明音さん 厚真中学校3年
町文化祭の舞台を見て興味を持ち、小学1年生から参加しました。新しい曲を覚えてきれいに表現できたり、踊りに緩急をつけて自分の色を出せた時が楽しいです。

伝統芸能の詩吟や吟舞を体験してみませんか?

興味のある方は気軽に見学・体験にお越しください。1年間は無料で体験できます!



活動スケジュール
日時 毎週土曜日 10時～13時
場所 厚南会館

お問い合わせ
☎28-2226(藤江)

同好会からのお知らせ
7月22日(日)に総合福祉センターで、聖月流日本吟剣詩舞道会厚真支部15周年審査発表会を開催します。15年の集大成をぜひ見に来てください。

ご存じですか?
医療給付サービス

乳幼児・ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費を助成しています。

※他の公的医療制度(特定疾患、自立支援医療など、国・北海道の制度)の資格をお持ちの場合は、そちらが優先となりますので、ご注意ください。

乳幼児医療費の助成

対象者
0歳～小学生
対象となる医療費
0歳～未就学児▶入院・通院費 小学生▶入院費
助成額
0歳～未就学児の入院・通院 初診時の一部負担金から自己負担額を除いた額

小学生の入院
●町民税非課税世帯・世帯全員の所得合計が240万円以下の世帯…初診時の一部負担金から自己負担額を除いた額
●上記以外の世帯…初診料を含めて1割の自己負担額を除いた額
※自己負担の上限は、57,600円/月(多数該当:44,400円/月)

ひとり親家庭等医療費の助成

対象者
ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)の母親または父親とお子さん(親に扶養されている20歳までの方)
対象となる医療費
入院・通院の医療費
助成額
●町民税非課税世帯・世帯全員の所得合計が240万円以下の世帯…初診時の一部負担金から自己負担額を除いた額

●上記以外の世帯…初診料を含めて1割の自己負担額を除いた額
※自己負担の上限は、入院57,600円/月(多数該当:44,400円/月)、通院14,000円/月(年間上限:144,000円)
※お子さんが就学前の場合は、乳幼児医療費と同様の扱いとなります。

重度心身障害者医療費の助成

対象者
身体障害者手帳1級から3級を交付されている方(3級は内部障害のみ)、重度の知的障害のある方(おおむねIQ50以下の方) ※65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入が必要です。
対象となる医療費
入院・通院の医療費
助成額
●町民税非課税世帯・世帯全員の所得合計が240万円以下の世帯…初診時の一部負担金から自己負担額を除いた額

●上記以外の世帯…初診料を含めて1割の自己負担額を除いた額
※自己負担の上限は、入院57,600円/月(多数該当:44,400円/月)、通院14,000円/月(年間上限:144,000円)
※お子さんが就学前の場合は、乳幼児医療費と同様の扱いとなります。

各種給付を受けるには

「医療費受給者証」の交付が必要です。下記窓口に次のものを持参して申請してください。

- ① 医療費受給者証交付申請書
- ② 健康保険証
- ③ 印鑑
- ④ 身体障害者手帳等
(重度心身障害者医療に該当の方のみ)

病院にかかる時の手続き

次の書類を医療機関の窓口へ提出してください。

- ① 医療保険の「保険証(被保険者証)」
- ② 町から交付された各種「医療受給者証」

※ただし、①乳幼児医療該当の方が東胆振(厚真町、苫小牧市、むかわ町、安平町、白老町)以外の医療機関を受診した場合、②ひとり親家庭等医療・重度心身障害者医療該当の方が道外の医療機関を受診した場合は、受給者証は使用できません。通常の自己負担分を窓口で支払い、その領収書と印鑑、振込先に分かるもの(通帳等)を下記窓口を持参して申請ください。

高校生までの医療費を
あつまるポイントで還元



あわせてご利用ください!
子育て支援医療費還元

乳幼児の入院・通院時に自己負担した初診時一部負担金、小学生から高校生までの入院・通院で病院に支払った医療費自己負担額を、町内で購買等に使用できる『あつまるポイント』で還元する制度です。

問い合わせ・申請窓口 町民福祉課町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎26-7871